備　考

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
研修センター 03(3234)4591

注意事項

取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。